

## 第1グラウンド（人工芝）の利用上の注意事項・禁止事項

- 1 サッカー・ラグビーゴール等の備品の設置及び後片付けは、係員の指示に従い、利用者において行ってください。
- 2 人工芝を良好な状態に維持するため、第1グラウンドへの入・退場は、「クラブハウス前のゲート（南ゲート）」のみとします。（観客席からの入退場はできません。）
- 3 クラブハウス前の足洗場や敷設マット等により、シューズの土や泥等を十分に落とすとともに、体についている土等も必ず掃ってから入場してください。  
また、体やシューズに付いた「ゴムチップ」を掃ってから退場してください。
- 4 金属製スパイク、その他人工芝を傷める恐れのある用具等の使用は禁止します。火気使用も厳禁です。石灰等により新たなラインを引くことも禁止します。
- 5 タープ、テント類を設置する際、ペグ等を使用して固定することは禁止します。  
また、タープ・テント類の設置は必要最小限とし、設置に当たっては人工芝を傷めないよう細心の注意を払ってください。
- 6 チームベンチ（タープ・テント類を含む）を設置する場合は、タッチラインから5メートル以上離して設置してください。（国体開催施設ガイドライン）  
また、少年用サッカーで2面のコートを使用する場合のチームベンチ等は、一面使用時のゴールラインから5メートル以上離して設置してください。（一面使用時のハーフウェイライン附近へのベンチ等の設置はできません。）
- 7 原則として、重量物（タープ等を除く。）の持ち込み、設置は禁止します。また、必要なもの以外はグラウンド内に持ち込まないでください。
- 8 人工芝を汚すことになるので、原則として、グラウンド内での飲食は禁止します。  
なお、水分補給のための飲料水は「水またはお茶」としてください。（スポーツドリンク、ジュース等の飲料水はグラウンド外で飲用してください。）
- 9 ゴミ等は、必ずお持ち帰りください。

運動公園長